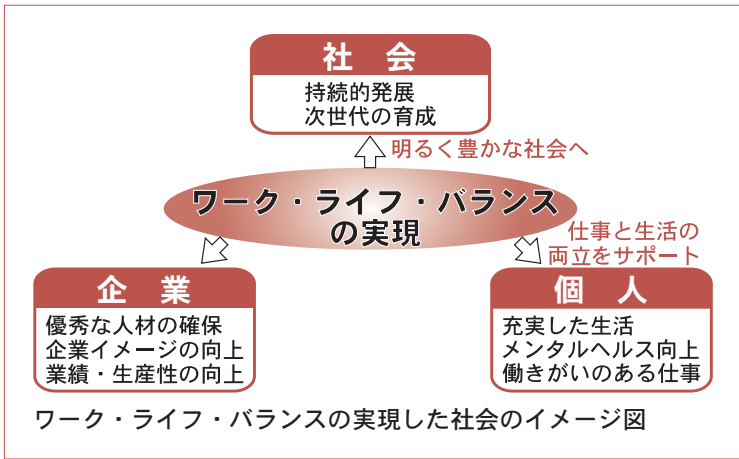


ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和

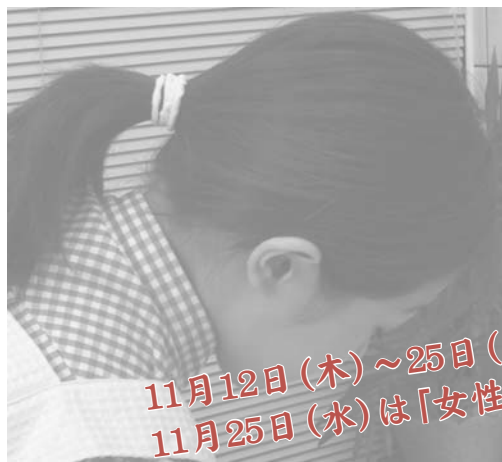


新聞などで目にする機会が増えている、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)という言葉について、その考え方などをお知らせします。

ワーク・ライフ・バランスという言葉をご存じですか。新聞など目にする機会が増えているこの言葉は、「一人一人がやりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たすと同時に、家庭や地域生活などでも子育て期や中高年期などの人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態」のことをいいます。ワーク・ライフ・バランスの実現した社会(下図参照)では、誰もが仕事や家庭生活、地域生活、個人の自己啓発、そのほかの活動を、自分の希望通りに行うことができるようになります。しかし、その実現には、個人だけでなく、企業や自治体、国など社会全体が、それぞれの立場で果たすべき役割について、自主的に取り組むことが求められます。あなたも、まずは自分の働き方や生活について、見つめ直してみよう。



くわしくは
人権・男女共同参画課
男女共同参画推進係
☎(21)5148



認めない!許さない!! 女性に対する暴力

11月12日(木)~25日(水)は「女性に対する暴力をなくす運動」週間です。
11月25日(水)は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。

女性に対する暴力のない 社会を目指して

暴力は、性別や間柄にかかわらず決して許されるものではありません。特に、女性が被害者となることが多い、配偶者などからの暴力(DV)や性犯罪、売買春、人身取引、性的嫌がらせ、ストーカー行為などは、女性の人権を著しく侵害するものです。今回は、特にDVについてご説明します。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

配偶者や恋人など親密な関係にある、または過去に親密な関係であった異性から受ける暴力行為をいい、人種や国籍、社会的地位、学歴、職業などに無関係に起きています。DVには、殴る、けるなどの身体的な暴力だけでなく、「誰のおかげで生活できるんだ」などの暴言を浴びせたり、交友関係を監視したりするなどの精神的暴力、生活費を入れないなどの経済的暴力、性的暴力も含まれます。

Q. DV被害を受けている人はどのくらいいるのでしょうか?

平成18年度に市が行った、男女共同参画に関する市民アンケートの調査結果では、「今までに暴力を受け

ワーク・ライフ・バランスの支援に取り組む 事業者や地域団体などを表彰します



市では、働きやすい環境づくりに取り組む事業者や地域団体などを表彰します。次に挙げるような取り組みを行っている、市内の事業者や地域団体などがありましたら、ぜひお申し込みください。

表彰の対象となる取り組み

- 男女の人権に配慮した働きやすい職場環境づくりのための取り組み。
- ワーク・ライフ・バランスを支援するための取り組み。
- 性別によらず、個人の能力発揮を促進し、その活用を図る取り組み。

※取り組みの例：採用や昇給に男女差が無い、育児休暇などを積極的に取らせている、託児所を設けている、

男性ばかりの職場に女性を採用したなど。

申込方法

申込書に記入して、12月28日(月)までに人権・男女共同参画課へ郵送または持参してください(必着)。自薦・他薦は問いません。申込書は人権・男女共同参画課および各総合支所市民福祉課で配布のほか、市ホームページからもダウンロードできます。※締め切り後の申込みは、次年度の表彰対象になります。

結果の通知

表彰委員会で審査を行い、審査結果を通知します。

結果の公表

男女共同参画広報紙や市ホームページで表彰事業者(団体)として公表します。

表彰(該当する場合)

平成22年3月の「日光市男女共同参画週間」に実施予定の「男女共同参画フォーラム」の中で表彰します。

たことがある」と答えた女性は13.2%でした。

Q. DVはなぜ起こるのでしょうか?

DVの本質は、身体的・社会的な力を使って、そのパートナーを思いどおりにしようとする行為で、あくまで加害者側に原因があります。DVの加害者は、さまざまな暴力を繰り返し、被害者をコントロールしようとしています。

Q. DV被害者は、なぜ逃げないのでしょうか?

加害者に逆らうことへの恐怖やあきらめ、経済的な理由、周囲の無理難題など、理由はさまざまです。また、DVを受ける原因が自分にあると思いが込み、DV被害者であるという認識がない場合もあります。

女性に対する暴力は、あなたが気付かないだけで、実は身近な場所で行っているのかも知れません。この機会に、あなたも女性に対する暴力について考えてみませんか。

女性に対する暴力および女性の相談についてくわしくは

人権・男女共同参画課
男女共同参画推進係

☎(21)5148

市の施策などに男女共同参画の視点で意見をお寄せください。

募集する意見

市の計画・取り組みなどに対する、男女共同参画の視点に立った意見を募集します。

なお、個々の市職員の言動や、個々の市民などに対する許認可・審査、男女共同参画に関係しない意見などは、一切お受けできません。

意見の提出方法

提出用紙に記入して、人権・男女共同参画課へ郵送または持参してください。用紙は、人権・男女共同参画課および各総合支所市民福祉課で配布のほか、市ホームページからもダウンロードできます。また、意見は随時受け付けます。

なお、理由があると認められた場合に限り、口頭でも受け付けます。

結果の通知

男女共同参画推進本部で意見を検討し、結果を通知します。

結果の公表

意見と検討結果を市ホームページなどで公表します。